

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

米子市

2 構造改革特別区域の名称

早期幼児教育特区

3 構造改革特別区域の範囲

米子市の全域

4 構造改革特別区域の特性

本市では、古くから私立幼稚園が数多く設立されたことから、公立幼稚園は存在せず私立幼稚園 11 園が幼児教育を一手に担っている。

しかし、少子化の影響で米子市内における幼児数は年々減少しており（参考資料 1）それに伴い幼稚園児数も減少している。昭和 59 年には約 3,000 人いた幼稚園児は現在その 3 分の 2 にまで落ち込み、地域社会及び幼稚園内において、他の幼児と共に行動する機会が減ってきたことがうかがえる（参考資料 2）。

特に、満 3 歳児については深刻である。満 3 歳児は現在法律により中途入園しか認められておらず入園時期にばらつきがあるので、幼稚園によっては、年度当初は 1、2 人でクラスを編成し幼児教育を行うところもある。さらに、他学年と比べて格段に人数が少ない。平成 15 年 5 月現在で、3、4、5 歳児の 555 人、752 人、688 人に対し、満 3 歳児は 13 人である（参考資料 3）。満 3 歳児は年間の延べ人数でも平成 14 年度で 130 人程度に留まる。こういった意味で、満 3 歳児は他の幼児と共に行動する機会が極めて少ないといえる。

満 3 歳児幼稚園就園については保護者の根強いニーズがある。女性の社会参加、核家族化の進行、家庭の教育力低下等の諸要因から、満 3 歳児の幼稚園就園制度化以降、現在まで満 3 歳児在園児数は年々増加している（参考資料 4）。「満 3 歳児の年度当初からの入園が認められていれば当初入園させたい。」という意見も多数聴かれる。また、幼稚園経営側からしても、満 3 歳児がばらばらに入園してくるため、年度当初から余分に教員・教室を確保する必要があるため、有効利用しにくいという実態がある。

こうした実情を踏まえて、本市私立幼稚園協会では、年間を通してカリキュラムを実施することによるさらなる満 3 歳児幼児教育の充実を主目的とし、満 3 歳児の年度当初からの就園を認める特区を本市に対して提案し、本市においても幼児教育の充実を図るため特区認定申請は必要であると判断した。

5 構造改革特別区域計画の意義

近年の少子化・核家族化、さらには女性の就業率上昇の結果として、幼児の遊び相手の不足が懸念されている。幼児期は、他者と関わりを持つことによって社会性を身につけていくという意味で、人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であると位置付けられているが、家庭内・地域内共に、近年の状況下ではそれが難しくなってきたと言わざるを得ない。

こうした状況下で、集団行動を通して社会性を形成させる幼稚園の果たす役割は従来から大きなものがあった。しかし、少子化の影響で、幼稚園においても、幼児数は年々減少する傾向にあり、幼児が他の幼児と共に活動する機会も減少しており、幼児教育を充実させるのが難しくなっている。特に、満3歳児については、現在中途入園しか認められておらず入園時期にばらつきがあるので、他の幼児と共に行動する機会が極めて少ないといえる。

そこで、満3歳児に対して、年度当初からの入園を認めることにより幼児教育のさらなる充実が達成できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 在園児数の増加による幼児教育の充実

幼児期は、他者と関わりを持つことによって社会性を身につけていくという意味で、人間形成の基礎を培う極めて重要な時期である。構造改革特別区域法第11条の特例措置を適用し、満3歳児の年度当初からの入園を認めることにより、園内において十分な園児数を確保し、幼児が他の幼児と共に活動する機会を増加させることにより幼児教育の充実を図る。将来的には、早期幼児教育先進地域を目指す。

(2) 保護者子育て負担軽減

女性の社会参加、核家族化の進行、家庭の教育力の低下等の諸要因から、保護者の満3歳児早期就園に対するニーズが高まっている。年度当初からの就園を可能にすることにより、働きながら子供を育てる保護者の負担を軽減し、いっそうの社会参加を促進する。

(3) 幼稚園経営の改善

満3歳児の年度中途からの就園は、年度当初から余分に教員・教室を確保する必要があるため非効率的である。年度当初からの就園を可能にすることにより、教員・教室の有効利用ができ厳しい幼稚園経営の改善を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 在園児数の増加

本市私立幼稚園では、満3歳児の途中入園が平成14年度で年間約130人あり、その全てにおいて年度当初からの入園が見込める。また、幼稚園に幼児を通わせる保護者から「満3歳児の年度当初からの入園が認められていれば当初入園させていた。」という意見が多数出ているという実態から、年度中途からの入園を避け幼稚園入園を控え

た幼児の入園も期待できる。平成 16 年度は 150 人、平成 17 年度以降は 200 人程度の満 3 歳児園児の就園が期待できる。

(2) 幼児教育の充実

幼児が他の幼児と共に活動する機会を増加させることにより幼児教育の充実を図ることができる。また、満 3 歳児の年度当初からの一斉入園に伴い、年間を通じたカリキュラムを立てることが可能になり、より充実した幼児教育が期待できる。

(3) 男女共同参画社会の実現

満 3 歳児の年度当初からの入園に伴い、従来よりも働きながら子どもを育てる環境が整備される。とりわけ、女性の就業率上昇に期待が持てる。

(4) 幼稚園経営の改善

満 3 歳児の年度当初からの入園に伴い、年度当初から保育料を確保でき、空き教室の有効利用ができる。さらに、在園児数の増加に伴う教職員の採用増加も見込める。

8 特定事業の名称

三歳未満児に係る幼稚園入園事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

・ 米子市私立幼稚園就園奨励費助成事業

私立幼稚園の設置者が在園している園児の保護者に対して、保育料等を減免する場合に減免相当額を補助する。

・ 米子市私立幼稚園第 3 子保育料減免子育て支援事業

私立幼稚園に在園する同一世帯の第 3 子以降の園児に係る保育料の額を 2 分の 1 以下に軽減するよう幼稚園に対し、当該保育料の 4 分の 1 相当額を補助する。

・ 米子市私立幼稚園運営費助成事業

私立幼稚園に対して、幼稚園の規模に応じて運営費を補助する。

・ 幼児教育振興プログラム

幼児教育カリキュラムの充実に関して、鳥取県が平成 15 年度中に作成する予定のプログラム。現在、各幼稚園のカリキュラム上のニーズを実態調査し、それをもとに検討委員会にかけている最中である。本市においても、できるかぎり協力していきたい。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

806 三歳未満児に係る幼稚園入園事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内の幼稚園

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日以降

4 特定事業の内容

幼児が満 3 歳に達する年度の当初から幼稚園に入園することを可能とするもので、十分な在園児数を確保すると共に年間を通したカリキュラムの作成によるさらなる幼児教育の実現を目指す。

平成 16 年 4 月から米子市内の私立幼稚園 11 園全てにおいて受け入れを開始する。

5 当該規制の特例措置の内容

本市において、幼稚園は幼児期の人間形成に重要な役割を担ってきたが、近年少子化の影響により、昭和 59 年には約 3,000 人いた幼稚園児は現在その 3 分の 2 にまで落ち込み、十分な在園児数を見込めなくなってきた。在園児数の減少は、幼児が他の幼児と共に活動する機会の減少につながっており、学校教育法第 78 条第 2 号「園内において、集団生活を経験させ、喜んでこれに参加する態度と協同、自主及び自律の精神の芽生えを養うこと。」に掲げる目的を達成しにくい状況にある。

とりわけ、中途入園により入園時期にばらつきのある満 3 歳児に関しては深刻である。平成 15 年 5 月現在で、3、4、5 歳児の 555 人、752 人、688 人に対し、満 3 歳児は 13 人である。満 3 歳児は年間の延べ人数でも平成 14 年度で 130 人程度に留まる。

本市では、本規定の目標を達成する必要性を強く感じており、学校教育法第 80 条の規定に関わらず構造改革特別区域法を適用し、満 3 歳児の年度当初からの入園を認める必要性があると判断した。